

医療法人 豊岡会 浜松とよおか病院
(介護予防)通所リハビリテーション
重要事項説明書

(令和 7 年 5 月 1 日 現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 医療法人 豊岡会 浜松とよおか病院
- 開設年月日 平成22年4月1日
- 所在地 静岡県浜松市中央区豊岡町110
- 電話番号 053-439-0100 ファックス番号 053-439-0700
- 管理者名 浜松とよおか病院 院長 麦谷 荘一
- 介護保険事業所番号 (2217210646 号)

(2) 事業の目的及び運営の方針

「浜松とよおか病院」が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【浜松とよおか病院の運営方針】

施設の健全で清潔な環境の保全に努め療養者の人間性を尊敬すること。

また、地域に開かれた明るく楽しい施設とし、高齢者が安心して生活できるようにするとともに社会及び家庭復帰を目標としたリハビリテーションに全力を注ぐ。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
・管理者	1名(兼務)	施設の管理及び業務の管理
・医師	1名以上(兼務)	医学的管理
・看護職員	1名以上(兼務)	看護業務
・介護職員	4名以上(兼務)	介護業務
・理学療法士	2名以上(兼務)	リハビリテーション業務
・作業療法士		
・言語聴覚士		
・管理栄養士	1名以上(兼務)	献立作成、栄養ケア計画の作成
・事務職員	1名以上(兼務)	受付・請求業務
・その他		介護補助・清掃業務・営繕業務・送迎運転業務
・生活相談員	1名以上(兼務)	実績管理、相談窓口

(4) 通所定員等 定員 50名

(5) サービス提供時間及び営業日

サービス提供時間:午前9時10分から午後4時15分

営業日:月曜日から土曜日(休業日は日曜日及び12月31日～1月3日)

2. サービス内容

(1) (介護予防)通所リハビリテーション計画の立案

(2) 機能訓練(リハビリテーション、体操、レクリエーション)

(3) 入浴(希望者に実施。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

(4) 食事(数種類からの選択ができます。)

昼食時間 12時00分～13時00分

(5) 健康チェック(血圧、脈拍、体温、体重測定 等)

(6) 送迎

(遅刻・早退などで通常の送迎時間と異なる場合は対応できかねますのでご了承ください。)

(7) その他

これらのサービスの中には基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。利用料金表の頁をご参照ください。

3. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。 緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・ 協力医療機関

名称 (医)豊岡会 浜松とよおか病院

住所 静岡県浜松市中央区豊岡町110

4. 事故発生の防止及び発生時の対応

浜松とよおか病院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定められた措置を講じます。

(1) 事故発生の防止のため指針を整える。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行う。

(4) 事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(6) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

デイケア利用中に、下記のような疾患及び事故が起こる可能性があることをご承知いただきますようお願いいたします。

- 外傷、骨折及び剥離瘡
- 感染症(インフルエンザ、ノロウイルス等)
- 誤嚥
- 離脱、徘徊
- 天災における怪我及び事故等
- その他既往歴から推測される疾患等

5. 施設利用にあたっての注意事項

(1) 飲酒・喫煙

- 飲酒、喫煙は原則として禁止させていただきます。

(2) 設備・備品の利用

- 施設の設備・備品は大切に使用していただきます。
- 故意に破損させた場合はその責を負っていただきます。

(3) 金銭・貴重品の管理

- 多額の金銭・貴重品の所持は禁止とさせていただきます。また、金銭・貴重品を持参し、紛失された場合や利用者間でトラブルが生じた場合は、施設では責任を負えませんのでご了承ください。

(4) 宗教活動

- 施設内での宗教活動は禁止いたします。

(5) ペットの持ち込み

- いかなる小動物も禁止とさせていただきます。

6. 非常災害対策

(1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

(2) 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止いたします。

8. 要望及び苦情の相談

(1) 当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務しています。お気軽にご相談ください。

(電話番号 053-439-0100) (FAX 053-439-0700)

要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

(2) 行政機関(最寄りの市町村)その他苦情受付機関

- 浜松市役所 介護保険課 電話番号(053)457-2875 ファックス番号(053)450-0084

- 静岡県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情受付 電話番号(054)253-5590

9. 介護保険証、負担割合証の確認

新しく更新された介護保険証が届きましたら確認させていただきます。受付までご提示をお願いします。

10. その他

当施設についての詳細はパンフレットを用意しておりますのでご請求ください。